号外第十一号

平成一 (金曜日) 二月十三日

目 次

告

示

ふるさとの森と川と海保全地域の指定...... (河川砂防課) ...

公 告

ふるさとの森と川と海の保全に関する計画の公表......(河川砂防課)...|

示

### 青森県告示第百四十六号

青

とおり指定するので、 県条例第七十一号) 第六条第一項の規定によりふるさとの森と川と海保全地域を次の 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例 (平成十三年十二月青森 同条第五項の規定により告示する。

平成二十一年三月十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

保全地域	名称
三二林班の内、三三林班の内、三四林班の内、三五林班の内、二八林班の内、二九林班の内、三〇林班の内、三一林班の内、1 弘前市大字百沢字東岩木山東岩木山国有林二七林班の内、一 森林	区域

四〇林班の内、四一林班の内、四二林班の内、四四林班の内 及び四五林班の内 三六林班の内、三七林班の内、三八林班の内、三九林班の内、

- 2 弘前市大字百沢字西岩木山西岩木山 (乙) 国有林四六林班
- 三五林班、三三六林班の内及び三三七林班 三三一林班、三三二林班、三三三林班の内、三三四林班、三 |三||五林班、||三||六林班、||三||九林班の内、||三||〇林班の内、 の内、三一八林班、三一九林班の内、三二〇林班の内、三 三一三林班、三一五林班の内、三一六林班の内、三一七林班 | 林班の内、| 三| 三| 林班の内、| 三| 三| 林班の内、| 三| 四林班、 ノ巣国有林三〇九林班、三一〇林班の内、三一二林班の内、 弘前市大字一野渡字鷲ノ巣及び同市大字大和沢字鷲ノ巣警
- の内、三五四林班及び三五五林班 内、三四七林班、三五一林班、三五二林班の内、三五三林班 四三林班の内、三四四林班、三四五林班の内、三四六林班の 弘前市大字湯口字湯口山湯口山国有林三四二林班の内、三
- 5 弘前市大字藍内字関ケ平関ケ平国有林三五六林班の内、ニ 三八二林班、三八三林班及び三八四林班 七三林班、三七四林班、三七六林班の内、三七七林班、三七 三六九林班の内、三七〇林班、三七一林班、三七二林班、三 三六五林班、三六六林班、三六七林班の内、三六八林班の内、 三六一林班の内、三六二林班の内、三六三林班、三六四林班 五七林班の内、三五八林班の内、三五九林班、三六〇林班、 八林班の内、三七九林班の内、三八〇林班の内、三八一林班
- 班、三九一林班の内、三九二林班の内、三九三林班の内、= ○三林班の内、四○四林班、四○五林班、四○六林班及び四 班の内、三九九林班の内、四〇〇林班、四〇二林班の内、四 九四林班、三九五林班、三九六林班、三九七林班、三九八林 林班の内、三八七林班、三八八林班、三八九林班、三九〇林 弘前市大字相馬字萱萢萱萢国有林三八五林班の内、三八六
- 弘前市大字沢田字園村園村国有林四〇一林班の内
- 〇七八林班及び二〇七九林班の内 西津軽郡鰺ケ沢町大字長平字西岩木山西岩木山甲国有林
- 黒石市大字大川原字蛭貝沢蛭貝沢国有林一〇〇三林班の内

- 林班の内及び一〇四七林班の内四三林班の内、一〇四二林班の内、一〇四一林班の内、一〇四二林班の内、一〇四二林班の内、一〇四二林班の内、一〇四二林班の内、一〇四二林班の内、一〇四二林班の内、一〇三七林班の内、一〇三八林班、一〇三九林班の内、一〇三七林班の内、一〇三八林班の内、一〇三七林班の内、一〇三七林班の内、一〇三七林班の内、一〇三七林班の内、一〇三七十年(1912年)

- 七九七林班の内及び八〇二林班・平川市碇ヶ関古懸三ッ森山三ッ森山国有林七九六林班の内
- 平川市葛川葛川沢葛川沢国有林一〇四八林班の内

- 一〇八三林班の内及び一〇八四林班、一〇八二林班の内、一〇八〇林班の内、一〇八一林班、一〇八二林班の内、一〇七二林班の内、一〇七三林班、一〇七九林班の内、一〇七三林班、一〇七五林班の内、一〇七21 平川市切明津根川森津根川森国有林一〇七一林班の内、一21 平川市切明津根川森津根川森国有林一〇七一林班の内、一

- 24 四林班の内、一一一五林班の内、一一一六林班の内及び一一 平川市小国横前沢横前沢国有林一一一三林班の内、一一一
- 25 の内、一〇八林班の内、一〇九林班の内、一一〇林班の内及 沢平澤国有林一〇一林班の内、一〇二林班の内、 一〇四林班の内、一〇五林班の内、一〇六林班、一〇七林班 中津軽郡西目屋村大字村市字平沢及び同村大字居森平字寒 - | 林班の内 一〇三林班
- 26 林班の内、一一三林班の内、一一四林班の内、一一六林班の 中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字湯ノ沢湯ノ沢国有林一一一 、一一七林班の内及び一一八林班
- 中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字尾太尾太国有林一一九林班
- 28 林班の内、一三四林班、一三五林班の内、一三六林班の内、 の内、一二七林班の内、一二八林班の内、一二九林班の内、 班の内、一二四林班の内及び一二五林班の内 の内、一二〇林班、一二一林班の内、一二二林班、 林班、一四二林班の内、一四三林班の内及び一四四林班の内 中津軽郡西目屋村大字川原平字河原澤河原澤国有林一四五 三七林班、一三八林班、一三九林班、一四〇林班、一四一 三〇林班の内、一三一林班の内、一三二林班の内、一三三 中津軽郡西目屋村大字川原平字大澤大澤国有林一二六林班 一四六林班の内、一四七林班、一四八林班の内、一四 一三林
- 30 林班の内、一五六林班の内、一五七林班の内、一五八林班 五九林班、一六〇林班及び一六一林班 中津軽郡西目屋村大字川原平字大川澤大川澤国有林一五三

九林班、一五〇林班及び一五二林班の内

- 31 林班の内、一六三林班の内、一六四林班、一六五林班の内及 中津軽郡西目屋村大字川原平字安門澤安門澤国有林一六二 一七四林班の内
- び一八六林班の内 林班の内、一八三林班の内、一八四林班、一八五林班の内及 班の内、一七六林班の内、一七七林班の内、一七八林班の内、 字鬼川辺並びに同村大字藤川字瀬の上鬼川辺国有林一七五林 一七九林班の内、一八〇林班の内、一八一林班の内、一八二 中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添及び同村大字砂子瀬

班の内、一八八林班の内、一八九林班の内、一九一林班の内、 内、二〇〇林班の内、二〇一林班、二〇二林班及び二〇三林 林班の内、一九六林班の内、一九七林班の内、一九九林班の 一九二林班の内、一九三林班の内、一九四林班の内、一九五

33

中津軽郡西目屋村大字大秋字網滝山網滝山国有林一八七林

- 内、五二五林班の内、五二六林班、五二七林班の内、五二八 林班の内、五二二林班の内、五二三林班の内、五二四林班の 及び五四六林班 ○林班の内、五四三林班の内、五四四林班の内、五四五林班 三六林班、五三七林班、五三八林班、五三九林班の内、五四 二林班、五三三林班の内、五三四林班、五三五林班の内、五 林班の内、五二九林班の内、五三〇林班、五三一林班、五三 内、五一六林班の内、五一七林班の内、五一八林班、五二〇 林班の内、五一一林班の内、五一二林班の内、五一五林班の 〇二林班の内、五〇三林班の内、五〇四林班の内、五〇五林 南津軽郡大鰐町大字居土字三ッ目内山三ッ目内山国有林五 五〇六林班の内、五〇七林班の内、五〇八林班、五一〇
- 林班の内、五七九林班及び五八〇林班の内 五七五林班の内、五七六林班の内、五七七林班の内、五七ハ 五七一林班、五七二林班、五七三林班の内、五七四林班の内、 林班、五六八林班の内、五六九林班の内、五七〇林班の内、 五六四林班の内、五六五林班の内、五六六林班の内、五六七 の内、五六一林班の内、五六二林班の内、五六三林班の内、 七林班の内、五五八林班の内、五五九林班の内、五六〇林班 の内、五五四林班、五五五林班の内、五五六林班の内、五五 ○林班の内、五五一林班の内、五五二林班の内、五五三林班 南津軽郡大鰐町大字早瀬野字西虹貝山西虹貝山国有林五五
- 五九五林班の内、 班の内、五九二林班の内、五九三林班の内、五九四林班の内、 内、五八五林班の内、五八六林班の内、五八七林班の内、五 林班の内、五八二林班の内、五八三林班の内、五八四林班の 南津軽郡大鰐町大字島田字東虹貝山東虹貝山国有林五八 八林班の内、五八九林班の内、五九〇林班の内、五九一林 五九六林班の内、五九七林班の内及び五九
- 五所川原市金木町嘉瀬東嘉瀬山東嘉瀬山国有林一林班の内

- 六林班の内及び七林班の内 38 五所川原市金木町嘉瀬西嘉瀬山西嘉瀬山国有林五林班の内
- 林班の内

  林班の内

  大三林班の内、九三林班の内、九四林班の内及び九五の内、九二林班の内、八九林班、八五林班、八六林班の内、八一林班、七七林班、七八林班、七九林班、八五林班、八六林班の内、八一林班、七二林班の内、七四林班、七五林班、七六林班の内、七四林班、七五林班、七二林班、七二林班、七二林班の内

- 班の内及び一四六林班の内四二林班の内、一四三林班の内、一四三林班の内、一四四林班の内、一四四林班の内、一四五林3 五所川原市大字前田野目字前田野目山前田野目山国有林一
- 五三林班の内、一五一林班、一五二林班の内及び一の内、一五〇林班の内、一五一林班、一五二林班の内及び一州川山国有林一四七林班の内、一四八林班の内、一四九林班州川原市大字松野木字影日及び同市大字戸沢字玉清水中
- 五六林班、五五九林班の内及び五六〇林班の内内、五四八林班の内、五四八林班の内、五四九林班の内、五四八林班の内、五四二林班の内、五四二林班の内、五四二林班の内、五四二林班の内、五四二林班の内、五四二林班の内、五四二林班の内、五四〇林班五所川原市相内相内山国有林五三九林班の内、五四〇林班
- 班、二三五林班の内、二三六林班及び二三八林班

  ・ 北津軽郡中泊町大字宮野沢字袴腰山袴腰山国有林二〇一林

  ・ 北津軽郡中泊町大字宮野沢字袴腰山袴腰山国有林二〇一林

  ・ 北津軽郡中泊町大字宮野沢字袴腰山袴腰山国有林二〇一林

  ・ 北津軽郡中泊町大字宮野沢字袴腰山袴腰山国有林二〇一林

  ・ 北津軽郡中泊町大字宮野沢字袴腰山袴腰山国有林二〇一林
- 三一〇林班の内、三一一林班、三一二林班の内、三一四林班、五林班の内、三〇七林班、三〇八林班の内、三〇九林班の内、三〇の内、三〇二林班の内、三〇三林班、三〇四林班の内、三〇4、北津軽郡中泊町大字薄市字薄市山薄市山国有林三〇一林班

□三六林班、三三七林班の内及び三三八林班三二五林班、三三十林班、三二九林班、三二九林班、三二九林班、三二九林班、三二九林班、三二九林班、三二十林班、三二十林班、三二十林班の内、三二十林班の内、三二十林班の内、三二十林班の内、三十九林班、三十七林班の内、三十八林班、三十五林班の内、三十六林班、三十七林班の内、三十八林班、三十五林班の内、三十八林班、三十五林班の内、三十八林班、三十五林班の内、三十八林班、三十五林班の内、三十八林班、三十五林班の内、三十八林班、三十五林班の内、三十八林班、三十五林班の内、三十八林班、三十五林班の内、三十六本班の内及び三三八林班

の内、三三林班の内及び三四林班の内、三三林班の内、二二林班の内、二九林班の内、二四林班の内、二七林班の内、二八林班の内、一七林班の内、二四林班の内、一九林班の内、二八林田の内、一七林班の内、一四林班、一五林班の内、二二十年、一日本班、一三林班の内、一四林班、一〇林班、一一林班、2 弘前市 (旧岩木町) 民有林九林班、一〇林班、一一林班、

林班の内、一〇〇林班の内、一〇一林班の内、一〇二林班の班の内、八八林班の内、八九林班の内、九五林班の内、九八3 弘前市 (旧相馬村) 民有林八七の一林班の内、八七の二林

班の内及び一二三林班の内、一一九林班の内、一二一林内、一一三林班の内、一一七林班の内、一一九林班の内、一二十林内、一一三林班の内、一一四林班の内、一一五林班の内、一〇木班の内、一〇七林班の内、一〇八林班、一〇九内、一〇五林班の内、一〇七林班の内、一〇八林班、一〇九

班、二三五林班の内、二三八林班の内、二三九林班、二四〇 二〇八林班の内、二〇九林班の内、二一〇林班、二一一林班 二〇四林班の内、二〇五林班、二〇六林班の内、二〇七林班 班の内、二〇一林班の内、二〇二林班の内、二〇三林班の内、 の内、一九一林班の内、一九二林班の内、一九三林班の内、 七林班の内、二四九林班の内、二五〇林班の内及び二五一林 林班、二四一林班、二四二林班の内、二四三林班の内、二四 の内、二三一林班、二三二林班、二三三林班の内、二三四林 班の内、二二八の三林班の内、二二九林班の内、二三〇林班 林班の内、二二七林班、二三八の一林班の内、二三八の二林 内、二二三林班、二二四林班の内、二二五林班の内、二二六 五林班、二一六林班の内、二一七林班の内、二一八林班、一 の内、二一二林班の内、二一三林班の内、二一四林班、二一 九七林班の内、一九八林班の内、一九九林班の内、二〇〇林 林班、一八〇林班、一八一林班、一八二林班、一八三林班、 一九林班の内、二二〇林班、二二一林班の内、二三二林班の 一九四林班の内、一九五の一林班の内、一九六林班の内、一 一八四林班、一八八林班の内、一八九林班の内、一九〇林班 一林班の内、一七七の二林班の内、一七八林班の内、一七九 黒石市民有林一七二林班の内、一七三林班の内、一七七の

三〇九林班の内、三一〇林班の内及び三一一林班の内、二九六林班の内、三〇一林班の内、三〇一林班の内、三〇二林班の内、二九六林班、二九七林班の内、二九八林班の内、二九二林班の内、二九二林班の内、二九三林班の内、二九四林班の内、二九五林の二林班の内、二九三林班の内、二九四林班の内、二九五林

○○林班の内 (旧碇ケ関村)民有林八○の一林班の内、八○の二村班の内、八三林班の内、九四林班の内、九五林班の内、九二 村班の内、九三林班の内、九四林班の内、九十林班の内、八三林班の内、八四林班の内、八七林班の内、八六の一林 (旧碇ケ関村)民有林八〇の一林班の内、八〇の二十年(旧碇ケ関村)民有林八〇の一林班の内、八〇の二 (旧碇ケ関村)民有林八〇の一林班の内、八〇の二

林班の内及び一六六林班の内

お中津軽郡西目屋村民有林一三四林班の内、一三五林班の内、一四三林班の内、一四四林班の内、一四三林班の内、一四八林班の内、一四八林班の内、一四八林班の内、一四三林班の内、一四一村班の内、一四三林班の内、一四三林班の内、一四四林班の内、一四三林班の内、一四三林班の内、一四三林班の内、一四三林班の内、一四三林班の内、一四三林班の内、一四三林班の内、一四三林班の内、一四三林班の内、一四三林班の内、一四三林班の内、一四三林班の内、一四三林班の内、一四三林班の内、一四三林班の内、一四三林班の内、一四三林班の内、一四三林班の内、一四三林班の内、一三三本班の内、一三三本班の内、一三三本班の内、一三三本班の内、一

林班の内、二二林班の内、二三林班の内、二四林班、二五林59 青森市 (旧浪岡町) 民有林三林班の内、四林班の内、一四

四四林班、五六林班の内、五七林班の内、六〇林班の内、六 林班の内、一四六林班、一五二林班の内、一五四林班の内、 三六林班の内、一三八林班、一三九林班、一四〇林班、一 内、一二三林班の内、一二九林班の内、一三三林班の内、 林班の内、一二〇林班の内、一二一林班の内、一二二林班の の内、一〇五林班の内、一〇六林班の内、一〇七林班の内、 林班、九九林班、一〇〇林班、一〇三林班の内、一〇四林班 九三林班、九四林班、九五林班、九六林班、九七林班、九八 林班、八九林班の内、九〇林班の内、九一林班、九二林班、 林班、七八林班、七九林班、八〇林班、八一林班、八二林班; 林班、七三林班の内、七四林班、七五林班、七六林班、七七 班、二六林班、二七林班の内、二九林班の内、三六林班の内、 八三林班、八四林班、八五林班、八六林班、八七林班、八八 一林班の内、六二林班、六三林班の内、六五林班の内、 一林班、一四二林班、一四三林班、一四四林班の内、一四五 一五五林班の内及び一五六林班の内 一一〇林班の内、一一三林班の内、一一五林班の内、一一六 七

六林班の内、五七林班の内及び五八林班の内、五林班の内、五三林班の内、五四林班の内、五二十十二の四林班の内、五二の二林班の内、五二の二林班の内、四六林班の内、四九林班の内、五○の一林班の内、四四林班の五所川原市(旧金木町)民有林四三林班の内、四四林班の五所川原市(旧金木町)民有林四三林班の内、四四林班の

3 つがる市 (旧森田村) 民有林一五八林班の内、一六〇の一班の内、一二の二林班の内、一三の二林班の内及び一五林班(日前) 民有林一一林班の内、一二の一林

二林班の内、一六三林班の内及び一六四林班の内 林班の内、一六〇の二林班の内、一六一林班の内、 一六二の

65 64 班の内、二六林班、二七林班の内、二八林班の内、二九林班 内、一七林班の内、一八林班の内、一九林班の内、二一林班 の内、三三林班の内、三五林班の内、三七林班の内、三八林 の内、二二林班の内、二三林班の内、二四林班の内、二五林 北津軽郡中泊町 (旧中里町) 民有林一五林班、一六林班の 北津軽郡鶴田町民有林一一四林班の内及び一一五林班の内 三九林班、四〇林班の内及び四一林班

- 海に至る場所 大字川原平字河原澤河原澤国有林一四七林班へ小班地内から 岩木川 (十三湖を含む) の区域のうち、中津軽郡西目屋村
- 2 相内川の区域のうち、五所川原市太田太田山太田山国有林
- 3 林班は三小班地内から相内川への合流点までの区域 五一二林班り小班地内から岩木川への合流点までの区域 山王川の区域のうち、五所川原市相内相内山国有林五六〇
- 5 班い一小班地内から相内川への合流点までの区域

桂川の区域のうち、五所川原市相内相内山国有林五五〇林

4

流点までの区域 今泉川の区域のうち、鍋越沢との合流点から岩木川への合

6

- 7 内から岩木川への合流点までの区域 市山国有林三一五林班へ小班地内から岩木川への合流点まで 薄市川の区域のうち、北津軽郡中泊町大字薄市字薄市山薄 昆布掛川の区域のうち、北津軽郡中泊町大字薄市字花持地
- 枝三春地内から岩木川への合流点までの区域 鳥谷川 (内潟を含む) の区域のうち、五所川原市金木町藤
- 9 流点までの区域 尾別川の区域のうち、馬坂沢との合流点から鳥谷川への合
- 10 流点までの区域 中里川の区域のうち、岩谷沢との合流点から鳥谷川への合
- 11 袴腰山国有林二二二林班ほー小班地内から中里川への合流点 岩谷川の区域のうち、北津軽郡中泊町大字宮野沢字袴腰山
- 宮野沢川の区域のうち、北津軽郡中泊町大字宮野沢字袴腰

- 山袴腰山国有林二〇三林班り小班地内から鳥谷川への合流点
- 地内から岩木川への合流点までの区域 大字長平字西岩木山西岩木山甲国有林二〇七八林班は六小班 山田川(田光沼を含む)の区域のうち、西津軽郡鰺ケ沢町
- **小川への合流点までの区域** せばと川の区域のうち、五所川原市十三通行道地内から岩
- の二林班ろ小班地内から岩木川への合流点までの区域 十川の区域のうち、黒石市大字上十川字小峠民有林一七七

16

流点までの区域 松野木川の区域のうち、五所川原市大字松野木字影日民有

旧十川の区域のうち、十川からの分派点から岩木川への合

- 林八二林班ろ小班地内から旧十川への合流点までの区域
- での区域 山国有林一五三林班は二小班地内から松野木川への合流点ま 天神川の区域のうち、五所川原市大字戸沢字玉清水中州川
- 国有林一一八林班ち小班地内から旧十川への合流点までの区 飯詰川の区域のうち、五所川原市大字飯詰字飯詰山飯詰山
- 20 飯詰川への合流点までの区域 狢沢の区域のうち、五所川原市大字飯詰字影日沢地内から
- 22 21 有林一○七林班は小班地内から飯詰川への合流点までの区域 深沢の区域のうち、五所川原市大字飯詰字飯詰山飯詰山国
- 国有林一一八林班い二小班地内から飯詰川への合流点までの 栃木沢の区域のうち、五所川原市大字飯詰字飯詰山飯詰山
- 田川山国有林一三林班に五小班地内から旧十川への合流点ま での区域 小田川の区域のうち、五所川原市金木町喜良市小田川山小
- 良市山国有林五五林班ほ三小班地内から旧十川への合流点ま での区域 金木川の区域のうち、五所川原市金木町喜良市喜良市山喜
- 26 野目山前田野目山国有林一四六林班ろ三小班地内から十川 の合流点までの区域 浪岡川の区域のうち、水ヶ沢との合流点から十川への合流 前田野目川の区域のうち、五所川原市大字前田野目字前田

### 点までの区域

- 内から浪岡川への合流点までの区域 大釈迦川の区域のうち、青森市浪岡大字大釈迦字沢内沢地
- 28 大釈迦川への合流点までの区域 赤川の区域のうち、青森市浪岡大字杉沢字小板橋地内から
- 29 正平津川の区域のうち、青森市浪岡大字細野字目倉石民有 一二九林班い小班地内から浪岡川への合流点までの区域
- 30 地内から浪岡川への合流点までの区域 王余魚沢川の区域のうち、青森市浪岡大字王余魚沢字小谷
- 31 点までの区域 本郷川の区域のうち、田の沢との合流点から十川への合流
- 32 高館川の区域のうち、黒石市大字高館字乙里見地内から十
- 33 川への合流点までの区域 川への合流点までの区域 長坂川の区域のうち、黒石市東野添字長坂道北地内から十
- 34 国有林三五林班ほ二小班地内から岩木川への合流点までの区 大蜂川の区域のうち、弘前市大字百沢字東岩木山東岩木山
- 岩木川への合流点までの区域 旧大蜂川の区域のうち、弘前市大字高杉字五反田地内から
- 36 国有林三九林班は小班地内から旧大蜂川への合流点までの区 前萢川の区域のうち、弘前市大字百沢字東岩木山東岩木山
- 国有林四五林班と小班地内から旧大蜂川への合流点までの区 大石川の区域のうち、弘前市大字百沢字東岩木山東岩木山
- 39 38 国有林三六林班り小班地内から大蜂川への合流点までの区域 多沢川の区域のうち、弘前市大字百沢字東岩木山東岩木山 鶏川の区域のうち、弘前市大字百沢字東岩木山東岩木山国
- 40 有林三五林班と小班地内から大蜂川への合流点までの区域 国有林三三林班よ小班地内から岩木川への合流点までの区 後長根川の区域のうち、弘前市大字百沢字東岩木山東岩木
- 41 点までの区域 平川の区域のうち、 遠部沢との合流点から岩木川への合流
- 42 加藤川の区域のうち、弘前市大字向外瀬字豊田地内から平

- 川への合流点までの区域
- 点までの区域 浅瀬石川の区域のうち、温川との合流点から平川への合流
- 有林一○○八林班い六小班地内から浅瀬石川への合流点まで 中野川の区域のうち、黒石市大字大川原字蛭貝沢蛭貝沢国
- 45 二庄内川の区域のうち、黒石市大字二庄内字要人要人国有 林一〇三一林班ぬ一小班地内から浅瀬石川への合流点までの
- 梨木川の区域のうち、黒石市大字袋字平山地内から浅瀬石 への合流点までの区域
- 合流点までの区域 深川の区域のうち、平川市小国深沢地内から浅瀬石川への
- 林一〇三七林班へ一小班地内から浅瀬石川への合流点までの 青荷川の区域のうち、黒石市大字沖浦字青荷沢青荷沢国有
- | 三林班い||小班地内から浅瀬石川への合流点までの区域 小国川の区域のうち、平川市小国横前沢横前沢国有林一
- 50 ○九林班ぬ八小班地内から浅瀬石川への合流点までの区域 土淵川の区域のうち、弘前市大字坂元字山元地内から平川 切明川の区域のうち、平川市切明滝の森滝ノ森国有林一
- への合流点までの区域 寺沢川の区域のうち、弘前市大字小沢字大開地内から土淵
- 53 ら寺沢川への合流点までの区域 童子森川の区域のうち、弘前市大字自由が丘四丁目地内か への合流点までの区域
- 清水川の区域のうち、弘前市大字清水富田字寺田地内から
- 寺沢川への合流点までの区域 腰巻川の区域のうち、弘前市大字南大町一丁目地内から平
- 境関川の区域のうち、弘前市大字福田三丁目地内から腰巻 への合流点までの区域

への合流点までの区域

- 高崎川の区域のうち、弘前市大字高田字苺原地内から腰巻 への合流点までの区域
- 川への合流点までの区域 万助川の区域のうち、弘前市大字門外一丁目地内から腰巻

59

- 1.北部日川の区域のうち、平川市唐竹列川原日也引から大羽(合流点までの区域) 「六羽川の区域のうち、平川市高畑高田地内から引座川への)
- 川への合流点までの区域 川への合流点までの区域のうち、平川市唐竹向川原田地内から六羽
- の合流点までの区域 ア川市尾崎木戸口地内から引座川へ
- 64 大和沢川の区域のうち、弘前市大字一野渡字鷲ノ巣鷲ノ巣合流点までの区域
- への合流点までの区域
  前川の区域のうち、弘前市大字松野木字松元地内から平川国有林三二三林班い小班地内から平川への合流点までの区域
- 合流点までの区域 合流点までの区域のうち、赤根沢との合流点から平川への
- の合流点までの区域 が紙川の区域のうち、瀬の沢との合流点から三ッ目内川へ
- 点までの区域 一山西虹貝山国有林五六三林班ろ一小班地内から平川への合流 出貝川の区域のうち、南津軽郡大鰐町大字早瀬野字西虹貝
- までの区域東虹貝山国有林五八四林班に小班地内から虹貝川への合流点9 島田川の区域のうち、南津軽郡大鰐町大字島田字東虹貝山
- 点までの区域 山西虹貝山国有林五五六林班へ小班地内から虹貝川への合流 山西虹貝山国有林五五六林班へ小班地内から虹貝川への合流 低沢川の区域のうち、南津軽郡大鰐町大字早瀬野字西虹貝
- 内から平川への合流点までの区域71 夏沢川の区域のうち、南津軽郡大鰐町大字大鰐字出張沢地
- 地内から平川への合流点までの区域 地内から平川への合流点までの区域 野沢川の区域のうち、南津軽郡大鰐町大字長峰字鯖野沢
- 内から平川への合流点までの区域のがある。稲荷川の区域のうち、南津軽郡大鰐町大字長峰字駒木沢地
- 点までの区域 点までの区域のうち、清之沢との合流点から平川への合流
- 相沢川の区域のうち、平川市碇ヶ関相沢地内から平川への

75

- 合流点までの区域
- 有林七七九林班は小班地内から平川への合流点までの区域// 大落前川の区域のうち、平川市碇ヶ関大落前山大落前山国
- 2 津刈川の区域のうち、吉野沢との合流点から平川への合流有林七四一林班い四小班地内から平川への合流点までの区域2 小落前川の区域のうち、平川市碇ヶ関大落前山大落前山国
- への合流点までの区域 過倉沢川の区域のうち、ナンデノ沢との合流点から津刈川

点までの区域

- の区域山国有林七六三林班は三小班地内から津刈川への合流点まで山国有林七六三林班は三小班地内から津刈川への合流点まで岩谷沢川の区域のうち、平川市碇ヶ関東碇ヶ関山東碇ヶ関
- 流点までの区域のうち、古遠部沢との合流点から平川への合
- 流点までの区域 おりまった 西股沢との合流点から岩木川への合
- 流点までの区域 作沢川の区域のうち、舟打沢との合流点から相馬川への合
- 相馬川への合流点までの区域 鴫ヶ沢川の区域のうち、弘前市大字相馬字竜ヶ平地内から
- 点までの区域大秋川の区域のうち、黒沢との合流点から岩木川への合流
- 内から岩木川への合流点までの区域80 平沢川の区域のうち、中津軽郡西目屋村大字村市字生田地
- ) 大沢川の区域のうち、中津軽郡西目屋村大字川原平字大澤合流点までの区域( 湯ノ沢川の区域のうち、立俣沢との合流点から岩木川への)

大澤国有林一四四林班ほ二小班地内から岩木川への合流点ま

での区域

92 添鬼川辺国有林一八〇林班に五小班地内から岩木川への合流 点までの区域 暗門川の区域のうち、中津軽郡西目屋村大字川原平字大川

### Ξ

### 出来島海岸

- 四林班の内及び一〇五林班の内 班の内、九八林班の内、九九林班の内、一〇〇林班の内、 内、九三林班の内、九五林班の内、九六林班の内、九七林 一〇一林班の内、一〇二林班の内、一〇三林班の内、一〇 つがる市 (旧木造町) 民有林九一林班の内、九二林班の
- 囲まれた陸地の区域 次の①、②、⑷及び③の点を順次結ぶ線と⑤の線により
- つがる市木造越水神山二八五の一の南西端
- (1)から西方向に二百メートル進んだ延長線の地点
- (3)向に五十メートル進んだ境界上の地点 つがる市木造出来島雉子森九一の三の北西端から南方
- (4) ③から西方向に百五十メートル進んだ延長線の地点
- (5)同市同雉子森鬼沼一四及び一三、同市木造吹原若草一五 一の日本海側の境界を順次結び(1)に至るまでの線 六の一、同市木造越水神山二八二、二八七及び二八五の 五、同市同畠元一六一の一二、八二、一二六の二、一二 ③を起点として、つがる市木造出来島雉子森九一の三

### 2

- 四一八林班の内、同市車力町屛風山屛風山国有林四二二林 及び四四三林班、同市木造館岡浪返屛風山館岡国有林四四 国有林四三〇林班の内、四三四林班の内及び四三七林班の 班の内及び四二六林班の内、同市牛潟町鷲野沢屛風山牛潟 六林班の内及び四四八林班の内 つがる市富萢町屛風山屛風山国有林四一三林班の内及び 同市木造筒木坂屏風山屏風山筒木坂国有林四四二林班
- 班の内、六九林班の内、七〇林班の内、七一林班の内、七 内、六二林班の内、六三林班の内、六六林班の内、六八林 五八林班の内、五九林班の内、六〇林班の内、六一林班の 二林班の内、七四林班の内、七五林班の内、 つがる市 (旧木造町) 民有林五六林班の内、 七八林班の内 五七林班

四林班の内、二五林班の内、二六林班の内、二八林班の内、 五林班、一六林班の内、一八林班の内、一九林班の内、一 内、九〇林班の内、同市 (旧車力村) 民有林一四林班、 二九林班の内、三〇林班の内、三一林班の内及び三二林班 〇林班の内、二一林班の内、二二林班の内、二三林班、| 八四林班の内、八五林班の内、八七林班の内、八九林班の 七九林班の内、八〇林班の内、八一林班の内、 八三林班、

- 囲まれた陸地の区域 次の(1)、(2)、(3)及び(4)の点を順次結ぶ線と(5)の線により
- つがる市木造出来島雉子森九三の八の南西端
- (1)から西方向に三十メートル進んだ延長線の地点
- (3)向に百五十メートル進んだ延長線の地点 つがる市富萢町屏風山一の一七六八の南西端から西方
- つがる市富萢町屏風山一の一七六八の南西端
- び九三の八の日本海側の境界を順次結び(1)に至るまでの 同市木造筒木坂屏風山屏風山筒木坂国有林四四二林班及 四一三林班及び四一八林班、同市車力町屛風山屛風山国 の三、同市同雉子森石沢五七、同市同雉子森九五の二及 び四四三林班、同市木造館岡浪返屛風山館岡国有林四四 山牛潟国有林四三〇林班、四三四林班及び四三七林班、 有林四二二林班及び四二六林班、同市牛潟町鷲野沢屛風 六林班及び四四八林班、同市木造出来島雉子森大沼六五 ④を起点として、つがる市富萢町屛風山屛風山国有林

### 3 明神沼海岸

- ○林班の内 がる市富萢町屏風山屏風山国有林四〇二林班の内及び四 五所川原市十三通行道通行道国有林五〇一林班の内、
- 内及び一三林班の内 の内、九林班の内、一〇林班、一一林班の内、一二林班の 林班の内、五林班の内、六林班の内、七林班の内、八林班 五所川原市 (旧市浦村) 民有林一四林班の内、つがる市 (旧車力村) 民有林一林班の内、二林班、三林班の内、四
- ⑦及び®の点を結ぶ線及び®の線により囲まれた陸地の区 次の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の点を順次結ぶ線、(6)の線、

### (1) 域 つがる市富萢町屛風山屛風山国有林四一〇林班の南西

- (1) から南方向に二百五十メートル進んだ延長線の地点
- 五所川原市十三通行道一一七の一の北西端から西方向 ②から西方向に百五十メートル進んだ延長線の地点
- (5)五所川原市十三通行道一一七の一の北西端

に二百メートル進んだ延長線の地点

- 同一一五の南西端に至るまでの線 一六の一及び一一五の日本海側の境界線を順次結び同市 ⑤を起点として五所川原市十三通行道——七の一、一
- 五所川原市十三通行道一一五の南西端
- つがる市富萢町屛風山屛風山国有林四〇二林班の北西
- (1)に至るまでの線 ○二林班及び四一○林班の日本海側の境界線を順次結び 窓を起点としてつがる市富萢町屏風山屏風山国有林四

(9)

### 磯松海岸

県

森

青

六三九林班の内 五所川原市十三五月女萢五月女萢国有林六三八林班及び

五所川原市 (旧市浦村) 民有林九林班の内及び一〇林班

- 囲まれた陸地の区域 次の(1)、(2)、(3)及び(4)の点を順次結ぶ線と(5)の線により
- 五所川原市十三五月女萢五月女萢国有林六三九林班の
- (3) (1)から西方向に二百メートル進んだ延長線の地点
- 北西端から西方向に二百メートル進んだ延長線の地点 五所川原市十三五月女萢五月女萢国有林六三九林班の 五所川原市十三五月女萢五月女萢国有林六三九林班の
- 有林六三九林班の日本海側の境界線を結び⑴に至るまで ⑷を起点として、五所川原市十三五月女萢五月女萢国

# ふるさとの森と川と海の保全に関する計画の公表

条第三項の規定により公表する。 地域におけるふるさとの森と川と海の保全に関する計画を次のとおり定めたので、同 県条例第七十一号) 第七条第一項の規定により岩木川流域ふるさとの森と川と海保全 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例 (平成十三年十二月青森

平成二十一年三月十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

 $\blacksquare$ 

汶

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

### 那 大 川 浜 掝 籴 $\mathbb{H}$ 빡 画

4 章	ω Łŧ	2 *¥	1	第2 3	5 15	4 传	3 15	2 11/1	ψιτ 7	関する	<b>第一</b> 15
管理上必要な保全施設の整備に関する事項31	森・川・海の維持・管理に関する事項31	森・川・海の主要な要素を保護するための事項28	清流管理指針22	ふるさとの森と川と海の保全についての施策に関する事項22	保全の方針その他保全に関する基本的な事項21	保全地域の土地利用、地域文化の概要20	保全すべき森・川・海の環境の特質の概要19	岩木川流域の保全地域 2	岩木川流域の概要1	関する基本的事項1	宋王9へでふるようの様の三の海の特員その街ふるようの様の三の海の宋王に

平成21年3月

洏

楪

₩

第1 保全すべきふるさとの森と川と海の特質その他ふるさとの森と川と海の保全に関する基本的事項

### 岩木川流域の概要

岩木川は、青森県西部の日本海側に位置し、その源を青森・秋田県境に広がる白神山地の雁森岳(標高987m)に発し、西目屋村を流下、弘前市付近で流れを北に変え、浅瀬石川を合流した平川、十川、旧十川等の支川を合わせて津軽平野を貫流し、十三湖に至り、日本海に注ぐ、幹川流路延長102km、流域面積2,540kmの一級河川である。

その流域内人口は約47万人で、弘前市、五所川原市、黒石市をはじめとする6市5町2村からなる。流域の土地利用は森林が約28%となっており、水田や畑地等の農地が約22%となっている。森林の内約2/3が国有林、約1/3が民有林となっている。

岩木川流域の源流である白神山地には、ブナの原生林が世界最大級の規模で分布し、1993年に世界自然遺産に登録された。上流部の弘前市付近では、礫河床や布し、1993年に世界自然遺産に登録された。上流部の弘前市付近では、礫河床や瀬・淵が発達しており、アユなどの産卵場となっている。平川合流後の中流域では、一帯がリンゴ畑として利用されており、河岸には河畔林が点在している。五所川原市付近の下流部では、河畔林や広大なヨシ原が広がっており、このヨシ原は、日本有数のオオセッカの繁殖地となっている。河床勾配は、上流部は1/300~1/500、中流部は1/2,500~1/4,000、下流部は1/30,000程度である。

岩木川流域の地形は、北西部から南東部に至る津軽山地(中山山地から梵珠山地に至る隆起帯)、その西側に広がる津軽平野及び南部の白神山地から奥羽脊梁山脈につながる山地に大きく区分される。地質は、中央部に広がる沖積層とその周囲の新第三系・第四系堆積物火山岩類に大別される。

流域の気候は温帯冷涼型気候に属し、暑くて短い夏と低温で長い冬になること. 夏に比べ冬季の降水量の多いことが特徴である。

岩木川は、藩政時代に弘前市を中心に治水事業が行われてきた。藩政時代から明治にかけて、水戸口の治水工事が実施されてきたが、本川の本格的な治水事業が始まったのは大正に入ってからである。大正7年に河口から鶴田町の区間を直轄事業とし、同10年に工事に着手し、築堤等が行われた。昭和10年8月に大出水があり、改修区間を支川平川とその合流点まで延長し、十三湖の水戸口閉塞対策として導流堤を昭和22年に完成させた。また、日本初の多目的ダムである沖浦ダムが昭和20年に完成、十川の河道付替が昭和26年に完成、目屋ダムが昭和35年に完成した。近年においても、昭和50年8月、昭和52年8月の戦後最大規模の洪水を契機に、支川平川及び土淵川等で、築堤、掘削、放水路の整備が行われた。昭和63年には沖浦ダムの再開発として浅瀬石川ダムが完成した。また、岩木川流域の洪水や水不足を和らげ、岩木川の川らしさを復元することを目指し目屋ダムの

下流側に隣り合って津軽ダムが建設される。平成9年の河川法改正を受け、平成17年5月には岩木川水系河川整備基本方針、平成19年3月には大臣管理区間の岩木川水系河川整備計画、平成19年12月には指定区間の岩木川水系河川整備計画が策定された。

### 岩木川流域の保全地域

2

岩木川流域における保全地域は、自然環境が優れた状態を維持している区域のうち、森と川と海の保全を図る上で特に重要と認められる区域として、自然環境が優れていること,多様な動植物や希少な種が生息・生育していること、地域住民との関わりが深いことなどの理由から、下記の区域を保全地域として指定する。

1 岩木川流域保全地域

346林班の内、 林班の内、 (関ケ平) 356林班の 360林班、 林班、365 369林班の	株班の内、 林班の内、 323林班の の内、330 の内、330 334林班、 (湯口山) 342林班の	31林班の内、 35林班の内、 39林班の内、 44林班の内、 (西岩木山(乙)) 46林班の内 (鷲ノ巣) 309林班、31	下記の国有林及び民有林に会 人との共生林」の区域 <国有林> 森林 (東岩木山) 27林班の内、	籴
346杯班の内、347杯班、351杯班、352杯班の内、353 林班の内、354林班、355林班 356林班の内、357林班の内、358林班の内、359林班、 360林班、361林班の内、362林班の内、363林班、364 林班、365林班、366林班、367林班の内、368林班の内、 369林班の内、370林班、371林班、372林班、373林班、	林班の内、316林班の内、317林班の内、318林班、319 林班の内、320林班の内、321林班の内、322林班の内、 323林班の内、324林班、325林班、326林班、329林班 の内、330林班の内、331林班、332林班、333林班の内、 334林班、335林班、336林班の内、337林班 342林班の内、343林班の内、344林班、345林班の内、	、32林班の内、33林班の内、 、36林班の内、37林班の内、 、40林班の内、41林班の内、 、45林班の内 、45林班の内、312林班の内、	下記の国有林及び民有林に含まれる主な「水土保全林」及び「森林ととの共生林」の区域 国有林 > 東岩木山) 27林班の内、28林班の内、29林班の内、30林班の内、	全 地 域
株地の内、353 内、359林班、 363林班、364 368林班の内、 本班、373林班、	318林班、319 322林班の内、 林班、329林班 333林班の内、 *班 *班	34林班の内、 38林班の内、 42林班の内、 313林班、315	及び「森林と30林班の内、	

ω

青

森

(西虹貝山)		(圏)周山) (三ツ目内山)	(鬼川辺)	(大川澤) (安門澤)		(湯ノ沢)
5 5 5 5	506林班の内、507林班の内、508林班、510林班の内、511林班の内、512林班の内、515林班の内、516林班の内、517林班の内、518林班、520林班の内、522林班の内、523林班の内、524林班の内、525林班の内、526林班、班、527林班の内、528林班の内、529林班の内、530林	18/本班の内、188本班の内、189本班の内、191本班の内、192林班の内、193林班の内、194林班の内、195林班の内、196林班の内、197林班の内、199林班の内、200林班の内、201林班、202林班、203林班の内、505林班、502林班の内、503林班の内、504林班の内、505林班、	174林班の内 175林班の内、176林班の内、177林班の内、178林班の 内、179林班の内、180林班の内、181林班の内、182林 班の内、183林班の内、184林班、185林班の内、186林 班の内	145体班、146体班の内、147体班、148体班の内、149 林班、150林班、152林班の内 153林班の内、156林班の内、157林班の内、158林班、 159林班、160林班、161林班 162林班の内、163林班の内、164林班、165林班の内、	、班の内、129杯 132林班の内、1 136林班の内、1 141林班、142	109林班の内、110林班の内、111林班の内 112林班の内、113林班の内、114林班の内、116林班の 内、117林班の内、118林班 119林班の内、120林班、121林班の内、122林班、123 林班の内、124林班の内、125林班の内
(飯詰山)		(大倉嶽)	(喜良市山)	(東嘉瀬山) (西嘉瀬山) (小田川山)	(東虹貝山)	
101林班、102林班、103林班、104林班の内、105林班の内、106林班の内、106林班の内、107林班の内、108林班、109林班の内、110林班、111林班の内、115林班の内、116林班、117林班、118林班の内、115林班の内、121林班の内、122林班の内、123林班、124林班の内、125林班の内、126林班の内、125林班の内、126林班の内、	班の内、77林班、78林班、79林班、80林班の内、81林班、82林班の内、84林班、85林班、86林班の内、87林班の内、88林班、89林班の内、90林班の内、91林班の内、92林班の内、93林班の内、94林班の内、95林班の内	50 体班、51 体班、52 体班、53 体班の内、54 体班、55 体班、50 体班、57 体班の内、56 林班、59 林班、59 林班、60 林班の内、61 林班、62 林班の内、63 林班、64 林班、65 林班、66 林班の内、67 林班の内、69 林班、71 林班、72 林班、73 林班の内、74 林班、75 林班、76 林		N、596体班の内、597体班の内、598体班の内 1 林班の内、2 林班の内、3 林班の内、4 林班の内 5 林班の内、6 林班の内、7 林班の内 8 林班の内、9 林班の内、10林班の内、11林班の内 12林班の内、13林班の内、14林班、15林班、16林班	5//林班の内、5/8林班の内、5/9林班、580林班の内 581林班の内、582林班の内、583林班の内、584林班の 内、585林班の内、586林班の内、587林班の内、588林 班の内、589林班の内、590林班の内、591林班の内、592林班の内、593林班の内、594林班の内、594林班の内、594林班の内、594林班の内、595林班の中、5054年町の中・5054年町	内、558林班の内、559林班の内、560林班の内、561林 班の内、562林班の内、563林班の内、564林班の内、 565林班の内、566林班の内、567林班、568林班の内、 569林班の内、570林班の内、571林班、572林班、573 林班の内、574林班の内、575林班の内、576林班の内、

5

平成21年3月13日	<u> </u>		大 N 5外第11年	5	( 16 )
(薄市丘)	(尾別山)	(袴腰山)	(祖)	(前田野目山) (中州川山) (太田山)	
301林班の内、302林班の内、303林班、304林班の内、305林班の内、307林班、308林班の内、309林班の内、306林班の内、310林班の内、311林班、312林班の内、314林班、315 林班の内、316林班、317林班の内、318林班、319林班、320林班の内、322林班の内、323林班の内、324林班の内、325林班の内、326林班の内、327林班、329林班、330林班の内、331林班、332林班、333林班の内、334		班の内、547林班の内、548林班の内、549林班の内、 550林班の内、551林班の内、552林班の内、555林班の 内、556林班、559林班の内、560林班の内 201林班、202林班の内、203林班の内、204林班、206	林班の内、516林班の内、517林班の内、518林班の内、519林班の内、520林班の内、521林班の内、522林班、523林班、524林班、525林班の内、525林班の内、529林班、529林班、530林班の内、531林班の内、535林班の内 539林班の内、540林班の内、541林班の内、542林班の内、543林班の内、544林班の内、545林班の内、546林	142林班の内、143林班の内、144林班の内、145林班の 内、146林班の内 内、146林班の内 147林班の内、148林班の内、149林班の内、150林班の 内、151林班、152林班の内、153林班 503林班の内、504林班の内、505林班の内、506林班、 507林班、508林班、509林班の内、510林班、511林班 の内、512林班の内、513林班の内、514林班の内、515	127林班、128林班、129林班、130林班、132林班の内、 133林班の内、134林班の内、135林班の内、136林班の 内、137林班の内、138林班の内、139林班の内、140林
[黑石市]	(旧相馬村)	(旧岩木町)		< 民有林 > [弘前市]	(今泉山)
林班、109林班の内、110林班の内、111林班の内、112 林班の内、113林班の内、114林班の内、115林班の内、 116林班の内、117林班の内、119林班の内、121林班の 内、123林班の内 172林班の内、173林班の内、177-1 林班の内、177-2 林班の内、178林班の内、179林班、180林班、181林班、 182林班、183林班、184林班、188林班の内、189林班	班、15林班の内、16林班の内、17林班の内、18林班の内、19林班の内、22林班、23林班の内、24林班の内、27林班の内、28林班の内、29林班の内、30林班、31林班の内、32林班の内、33林班の内、34林班の内、32林班の内、33林班の内、34林班の内、87-1林班の内、87-2林班の内、88林班の内、89林班の内、101林班の内、95林班の内、98林班の内、105林班の内、105林班の内、107林班の内、108林班の内、105林班の内、105林班の内、107林班の内、108	班の内、69林班の内、71林班、74林班、76林班の内、77林班の内、78林班の内、124林班の内、128林班の内、129林班の内、131林班の内、132林班の内、134班、13林班の内、14林9株班、10林班、11林班、12林班、13林班の内、14林	12林班の内、13林班、14林班の内、15林班の内、17林班の内、19林班の内、33林班の内、36林班の内、39林班の内、19林班の内、41-2林班、41-3林班の内、46林班、47林班の内、48林班の内、49林班の内、50林班の内、52林班の内、53林班、54林班の内、55林班の内、56林班の内、63林班の内、61林班の内、66林班の内、67林班の内、68林	班の内、355林班の内、356林班の内、357林班、358林班の内、355林班の内、356林班の内、367林班、362林班の内、363林班、364林班、365林班の内、367林班の内、368林班、369林班の内、370林班の内 1 林班の内、7 林班の内、8 林班の内、10林班の内、	林班の内、335林班、336林班、337林班の内、338林班 343林班の内、344林班の内、345林班、346林班の内、 347林班の内、348林班の内、349林班の内、350林班の 中、351社班の内、352社班の内、352社班の内、354社

(旧平賀町) [平川市]

253-2 林班の内、256林班の内、257林班の内、

班の内、263林班、264林班、268林班の内、274林班の

259林班の内、260林班の内、261林班、

262杯

内、275林班の内、276林班の内、277林班の内、

[大鰐町]

27林班の内、

29林班の内、30林班の内、31林班の内、

23林班の内、

24林班の内、

25林班の内、

10林班の内、 1 林班の内、

19林班の内、20林班の内、21林班の内.

5 林班の内、

6 林班の内、

7 林班の内

班の内、43林班の内、44林班、

45林班の内、46林班の

37林班の内、39林班、40林班の内、41林班の内、42村 33林班の内、34林班の内、35林班の内、36林班の内、

[西目屋村]

67林班の内、68林班の内、69林班の内、

70林班の内.

56林班の内、59林班の内、63林班の内、64林班の内 内、51林班の内、52林班の内、53林班、54林班の内、 内、47林班の内、48林班の内、49林班の内、50林班の

72林班の内、73林班の内、74林班の内、75林班の内

134林班の内、135林班の内、140林班の内、143林班の 班の内、162林班の内、163林班の内、164林班の内. 班の内、148林班の内、149林班の内、150林班の内、 内、144林班の内、145林班の内、146林班の内、147村 76林班の内、 内、158林班の内、159林班の内、160林班の内、161林 152林班の内、153林班の内、155林班の内、157林班の 78林班の内、79林班の内

165林班の内、166林班の内

(旧浪岡町) [青森市]

班、99林班、 班、88林班、89林班の内、90林班の内、91林班、92材 班、76林班、77林班、78林班、 内、65林班の内、72林班、73林班の内、74林班、75村 班の内、60林班の内、61林班の内、62林班、63林班の 29林班の内、36林班の内、44林班、56林班の内、57林 23林班の内、 3 林班の内、4 林班の内、14林班の内、22林班の内 班の内、121林班の内、122林班の内、123林班の内 内、113林班の内、115林班の内、116林班の内、120林 105林班の内、106林班の内、107林班の内、110林班の 129林班の内、133林班の内、136林班の内、138林班 |39林班、140林班、141林班、142林班、143林班、144 93林班、 82林班、83林班、84林班、85林班、86林班、87村 94林班、95林班、96林班、97林班、98村 24林班、25林班、26林班、27林班の内、 100林班、103林班の内、104林班の内、 79林班、80林班、81林

(旧碇ケ関村)

80-1 林班の内、80-2 林班の内、83林班、84林班、 林班の内、96林班、97林班の内、98林班の内、99林班 林班の内、 林班の内、86-1林班の内、86-2林班の内、87林班の 内、89-1林班の内、89-2林班の内、90林班の内、 92林班の内、93林班の内、94林班の内、95

306林班の内、309林班の内、310林班の内、311林班の 林班の内、302林班の内、303林班の内、304林班の内 の内、294林班の内、295林班の内、296林班、297林班 - 4 林班、292- 1 林班の内、292- 2 林班の内、293林班 290林班の内、291-1林班の内、291-3林班の内、29 288-5 林班の内、289-1 林班の内、289-2 林班の内、 班の内、288-2林班、288-3林班の内、288-4林班、 班、281林班の内、285林班の内、286林班の内、287村

. 298林班の内、299林班の内、300林班の内、30

の内、100林班の内

9

0

3 山王川の区域のうち、五所川原市相内相内山国有林260林班は3小班地内から相内川への合流点までの区域	
J	
2)相内川の区域のうち、五年川百市大田大田山大田山園有林212林研り、相内川の区域のうち、五年川百市大田大田山大田山園有株212林研	
1 岩木川 (十三湖を含む)の区域のうち、中津軽郡西目屋村大字川原	迴川
内、38林班、39林班、40林班の内、41林班	
内、29林班の内、33林班の内、35林班の内、37林班の	
班の内、25林班の内、26林班、27林班の内、28林班の	
班の内、21林班の内、22林班の内、23林班の内、24林	
(旧中里町) 15林班、16林班の内、17林班の内、18林班の内、19林	
[中泊町]	
[鶴田町] 114林班の内、115林班の内	
∑ <del>\</del>	
林班の内、162-2 林班の内、163林班の内、164林班の	
(旧森田村) 158林班の内、160-1林班の内、160-2林班の内、161	
[つがる市]	
林班の内、15林班	
(旧市浦村) 11林班の内、12-1林班の内、12-2林班の内、13-2	
55林班の内、56林班の内、57林班の内、58林班の内	
2 林班の内、52林班の内、53林班の内、54林班の内、	
50-1林班の内、50-4林班の内、51-1林班の内、51-	
(旧金木町) 43林班の内、44林班の内、46林班の内、49林班の内、	
113林划王	
林班の内、108林班の内、111林班の内、112林班の内、	
内、103林班、104林班、105林班、106林班の内、107	
班、99林班、100林班の内、101林班の内、102林班の	
93林班、94林班の内、95林班の内、96林班の内、98林	
89林班の内、90林班の内、91林班の内、92林班の内、	
内、85林班、86林班の内、87林班の内、88林班の内、	
内、81林班の内、82林班の内、83林班の内、84林班の	
内、73-2 林班の内、78林班、79林班の内、80林班の	
(旧五所川原市) 59-1 林班の内、60林班の内、62林班の内、71林班の	
[五所川原市]	
林班の内、145林班の内、146林班、152林班の内、154	

- 桂川の区域のうち、五所川原市相内相内山国有林550林班い1小班 地内から相内川への合流点までの区域
- 今泉川の区域のうち、鍋越沢との合流点から岩木川への合流点までの区域
- 昆布掛川の区域のうち、北津軽郡中泊町大字薄市字花持地内から岩木川への合流点までの区域
- 薄市川の区域のうち、北津軽郡中泊町大字薄市字薄市山薄市山国有株315林班へ小班地内から岩木川への合流点までの区域
- 鳥谷川 (内潟を含む) の区域のうち、五所川原市金木町藤枝三春地内から岩木川への合流点までの区域
- 尾別川の区域のうち、馬坂沢との合流点から鳥谷川への合流点までの区域
- 10 中里川の区域のうち、岩谷沢との合流点から鳥谷川への合流点までの区域
- 11 岩谷川の区域のうち、北津軽郡中泊町大字宮野沢字袴腰山袴腰山国

有林222林班ほ1小班地内から中里川への合流点までの区域

- 12 宮野沢川の区域のうち、北津軽郡中泊町大字宮野沢字袴腰山袴腰山国有林203林班り小班地内から鳥谷川への合流点までの区域
- 13 山田川(田光沼を含む)の区域のうち、西津軽郡鰺ケ沢町大字長平字西岩木山西岩木山甲国有林2078林班は6小班地内から岩木川への合流点までの区域
- 14 せばと川の区域のうち、五所川原市十三通行道地内から岩木川への合流点までの区域
- 15 十川の区域のうち、黒石市大字上十川字小峠民有林177-2林班ろ小 班地内から岩木川への合流点までの区域
- 16 旧十川の区域のうち、十川からの分派点から岩木川への合流点までの区域
- 17 松野木川の区域のうち、五所川原市大字松野木字影日民有林82林班ろ小班地内から旧十川への合流点までの区域
- 18 天神川の区域のうち、五所川原市大字戸沢字玉清水中州川山国有林153林班は2小班地内から松野木川への合流点までの区域
- ) 飯詰川の区域のうち、五所川原市大字飯詰字飯詰山飯詰山国有林118 林班ち小班地内から旧十川への合流点までの区域

19

10 絡沢の区域のうち、五所川原市大字飯詰字影日沢地内から飯詰川への合流点までの区域11 深沢の区域のうち、五所川原市大字飯詰字飯詰山飯詰山国有林107

林班は小班地内から飯詰川への合流点までの区域が上沿りには、 トアニテキーとがはいない

- 22 栃木沢の区域のうち、五所川原市大字飯詰字飯詰山飯詰山国有林118 林班い2小班地内から飯詰川への合流点までの区域
- 23 小田川の区域のうち、五所川原市金木町喜良市小田川山小田川山国有林13林班に 5 小班地内から旧十川への合流点までの区域
- 24 金木川の区域のうち、五所川原市金木町喜良市喜良市山喜良市山国有林55林班ほ3小班地内から旧十川への合流点までの区域
- 25 前田野目川の区域のうち、五所川原市大字前田野目字前田野目山前 田野目山国有林146林班ろ3小班地内から十川への合流点までの区域
- 26 浪岡川の区域のうち、水ヶ沢との合流点から十川への合流点までの 区域
- 27 大釈迦川の区域のうち、青森市浪岡大字大釈迦字沢内沢地内から浪岡川への合流点までの区域
- 28 赤川の区域のうち、青森市浪岡大字杉沢字小板橋地内から大釈迦川への合流点までの区域
- 29 正平津川の区域のうち、青森市浪岡大字細野字目倉石民有林129林 班い小班地内から浪岡川への合流点までの区域 30 王余魚沢川の区域のうち、青森市浪岡大字王余魚沢字小谷地内から
- ) 王余魚沢川の区域のうち、青森市浪岡大字王余魚沢字小谷地内から 浪岡川への合流点までの区域
- 31 本郷川の区域のうち、田の沢との合流点から十川への合流点までの区域
- 32 高館川の区域のうち、黒石市大字高館字乙里見地内から十川への合流点までの区域33 長坂川の区域のうち、黒石市東野添字長坂道北地内から十川への合
- 流点までの区域 34 大蜂川の区域のうち、弘前市大字百沢字東岩木山東岩木山国有林35
- 林班ほ2小班地内から岩木川への合流点までの区域 35 旧大蜂川の区域のうち、弘前市大字高杉字五反田地内から岩木川への合流点までの区域
- 36 前萢川の区域のうち、弘前市大字百沢字東岩木山東岩木山国有林39 林班は小班地内から旧大蜂川への合流点までの区域
- 37 大石川の区域のうち、弘前市大字百沢字東岩木山東岩木山国有林45 林班と小班地内から旧大蜂川への合流点までの区域
- 88 多沢川の区域のうち、弘前市大字百沢字東岩木山東岩木山国有林36 林班り小班地内から大蜂川への合流点までの区域
- 鶏川の区域のうち、弘前市大字百沢字東岩木山東岩木山国有林35林

39

班と小班地内から大蜂川への合流点までの区域

- ) 後長根川の区域のうち、弘前市大字百沢字東岩木山東岩木山国有林 33林班よ小班地内から岩木川への合流点までの区域
- 41 平川の区域のうち、遠部沢との合流点から岩木川への合流点までの区域
- 42 加藤川の区域のうち、弘前市大字向外瀬字豊田地内から平川への合流点までの区域
- 43 浅瀬石川の区域のうち、温川との合流点から平川への合流点までの区域
- 1 中野川の区域のうち、黒石市大字大川原字蛭貝沢蛭貝沢国有林1008 林班い6小班地内から浅瀬石川への合流点までの区域
- ☆ 二庄内川の区域のうち、黒石市大字二庄内字要人要人国有林1031林班&1小班地内から浅瀬石川への合流点までの区域
- ) 梨木川の区域のうち、黒石市大字袋字平山地内から浅瀬石川への合流点までの区域

46

45

- 7 深川の区域のうち、平川市小国深沢地内から浅瀬石川への合流点までの区域
- 48 青荷川の区域のうち、黒石市大字沖浦字青荷沢青荷沢国有林1037林班へ1小班地内から浅瀬石川への合流点までの区域
- 49 小国川の区域のうち、平川市小国横前沢横前沢国有林1113林班い1 小班地内から浅瀬石川への合流点までの区域
- 切明川の区域のうち、平川市切明滝の森滝ノ森国有林1109林班ぬ8小班地内から浅瀬石川への合流点までの区域
- 土淵川の区域のうち、弘前市大字坂元字山元地内から平川への合流点までの区域
- 22 寺沢川の区域のうち、弘前市大字小沢字大開地内から土淵川への合流点までの区域
- 53 童子森川の区域のうち、弘前市大字自由が丘四丁目地内から寺沢川への合流点までの区域
- 54 清水川の区域のうち、弘前市大字清水富田字寺田地内から寺沢川への合流点までの区域
- 55 腰巻川の区域のうち、弘前市大字南大町一丁目地内から平川への合流点までの区域
- 3 境関川の区域のうち、弘前市大字福田三丁目地内から腰巻川への合流点までの区域 7 高崎川の区域のうち、弘前市大字高田字苺原地内から腰巻川への合

3

- 58 流点までの区域 流点までの区域 万助川の区域のうち、弘前市大字門外一丁目地内から腰巻川への合
- 59 がの区域 引座川の区域のうち、 平川市新屋遠手沢地内から平川への合流点ま
- 60 だの区域 六辺川の区域の心ち、 平川市高畑高田地内から引座川への合流点ま
- 平川市唐竹向川原田地内から六羽川への台
- 流点までの区域
- 63 ダ区の 浅井川の区域のうち、平川市尾崎木戸口から引座川への合流点まで
- දු 対区の対 広船川の区域のうち、平川市広船広沢地内から浅井川への合流点ま
- 64 林班い小班地内から平川への合流点までの区域 大和沢川の区域のうち、弘前市大字一野渡字鷲ノ巣鷲ノ巣国有林323
- 65 点までの区域 前川の区域のうち、弘前市大字松野木字松元地内から平川への合流
- 66 グの区域 三ッ目内川の区域のうち、赤根沢との合流点から平川への合流点ま
- 67 までの区域 折紙川の区域のうち、瀬の沢との合流点から三ッ目内川への合流点
- 69 68 山国有林563林班ろ1小班地内から平川への合流点までの区域 虹貝川の区域のうち、南津軽郡大鰐町大字早瀬野字西虹貝山西虹貝 島田川の区域のうち、南津軽郡大鰐町大字島田字東虹貝山東虹貝山
- 70 国有林584林班に小班地内から虹貝川への合流点までの区域 山国有林556林班へ小班地内から虹貝川への合流点までの区域 低沢川の区域のうち、南津軽郡大鰐町大字早瀬野字西虹貝山西虹貝
- 71 川への合流点までの区域 夏沢川の区域のうち、南津軽郡大鰐町大字大鰐字出張沢地内から平
- 72 平川への合流点までの区域 鯖野沢川の区域のうち、南津軽郡大鰐町大字長峰字鯖野沢地内から
- 73 川への合流点までの区域 稲荷川の区域のうち、南津軽郡大鰐町大字長峰字駒木沢地内から平
- 不動川の区域のうち、清之沢との合流点から平川への合流点までの
- 相沢川の区域の心ち、 平川市碇ヶ関相沢地内から平川への合流点ま

75

グの区域

76

- 林班と小班地内から相沢川への合流点までの区域 碇沢川の区域のうち、平川市碇ヶ関西碇ヶ関山西碇ヶ関山国有林702
- 77 林班は小班地内から平川への合流点までの区域 大落前川の区域のうち、平川市碇ヶ関大落前山大落前山国有林779
- 林班114小班地内から平川への合流点までの区域 小落前川の区域のうち、平川市碇ヶ関大落前山大落前山国有林741
- 津刈川の区域のうち、吉野沢との合流点から平川への合流点までの
- 点までの区域 鍋倉沢川の区域のうち、ナンデノ沢との合流点から津刈川への合流

80

79

78

- 763林班は3小班地内から津刈川への合流点までの区域 岩谷沢川の区域のうち、平川市碇ヶ関東碇ヶ関山東碇ヶ関山国有林
- 82 の区域 遠部沢の区域のうち、古遠部沢との合流点から平川への合流点まで
- 83 の区域 **慰内川の区域の心ち、** 大皿沢との合流点から岩木川への合流点まで
- 84 の区域 相馬川の区域のうち、 西股沢との合流点から岩木川への合流点まで
- 85 の区域 作沢川の区域のうち、舟打沢との合流点から相馬川への合流点まで
- 86 の合流点までの区域 鴫ヶ沢川の区域のうち、弘前市大字相馬字竜ヶ平地内から相馬川へ
- 32林班よ小班地内から岩木川への合流点までの区域 蔵助沢川の区域のうち、弘前市大字百沢字東岩木山東岩木山国有林
- 大秋川の区域のうち、黒沢との合流点から岩木川への合流点までの

88

87

- 89 木川への合流点までの区域 平沢川の区域のうち、中津軽郡西目屋村大字村市字生田地内から岩
- 湯ノ沢川の区域のうち、立俣沢との合流点から岩木川への合流点ま

90

- 9 班ほ2小班地内から岩木川への合流点までの区域 大沢川の区域のうち、西目屋村大字川原平字大澤大澤国有林144林
- 92 林班に5小班地内から岩木川への合流点までの区域 暗門川の区域のつち、 西目屋村大字川原平字大川添鬼川辺国有林180

(旧木造町) つがる市]

崇 町、木造筒木坂及び木造館岡の区域のうち、日本海沿岸の一部の区域 国有林 五所川原市十三通行道の区域のうち、日本海沿岸の一部の区域 つがる市木造出来島、木造吹原、木造越水、富萢町、車力町、牛潟

(通行道)

501林班の内

(屏風山) (五月女萢)

638林班、639林班の内

402林班の内、410林班の内、413林班の内、418林班の 内、422林班の内、426林班の内

(屏風山牛潟)

430林班の内、434林班の内、437林班の内

(屏風山筒木坂) 442林班、443林班

(屏風山館岡) 446林班の内、448林班の内

[五所川原市 民有林

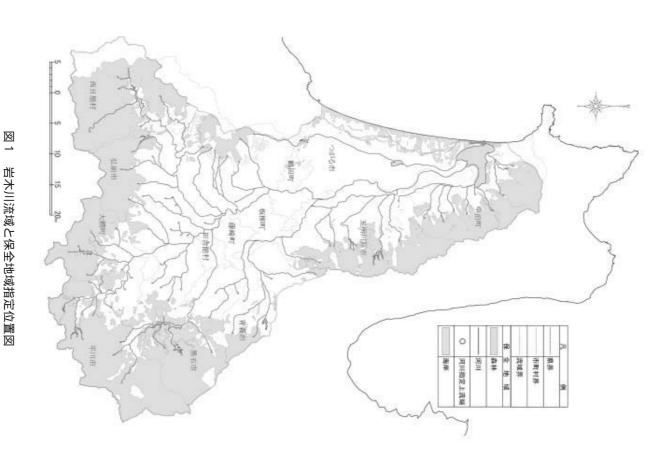
9 林班の内、10林班の内、14林班の内

(旧市浦村)

班の内、103林班の内、104林班の内、105林班の内 内、95林班の内、96林班の内、97林班の内、98林班の 内、90林班の内、91林班の内、92林班の内、93林班の 班、84林班の内、85林班の内、87林班の内、89林班の 班の内、79林班の内、80林班の内、81林班の内、83村 班の内、72林班の内、74林班の内、75林班の内、 56林班の内、57林班、58林班の内、59林班の内、 内、99林班の内、100林班の内、101林班の内、102林 班の内、61林班の内、62林班の内、63林班の内、 68林班の内、 69林班の内、 70林班の内、 66林 78林 71林

Ŕ 班、24林班の内、25林班の内、26林班の内、28林班の 班の内、20林班の内、21林班の内、22林班の内、23村 内、14林班、15林班、16林班の内、18林班の内、19林 班の内、10林班、11林班の内、12林班の内、13林班の 班の内、6林班の内、7林班の内、8林班の内、9林 1 林班の内、2 林班、3 林班の内、4 林班の内、5 林 29林班の内、30林班の内、31林班の内、32林班の

(旧車力村)



17

ω

森林の区域では、岩木川の源流部に白神山地があり、広大なブナの原生林が広がっている。浅瀬石川の源流部は十和田八幡平国立公園、黒石温泉郷県立自然公園に指定されており、貴重な植物群落を有している。

河川の区域は、岩木川の上流部は礫河原や瀬・淵が発達しており、多様な生物の生息地となっている。特に砂礫河床の早瀬ではアユやウグイの産卵場となっている。中流部はヤナギ等の河畔林が発達し、鳥類の生息・生育地となっている。また、高水敷の多くはリンゴ園として利用されている。下流部はヨシ原が広がっており、オオセッカやオオヨシキリ等の鳥類やマークオサムシ等の昆虫類が生息している。

河川の水質は、岩木川河口から神田橋までが河川B類型、それより上流域がA類型に指定されている。支川では、平川、山田川、大秋川、大落前川、虹貝川、飯詰川は全域で河川A類型指定、浅瀬石川は滝丿股川合流点から下流は河川A類型、滝丿股川合流点から上流は河川AA類型、浅瀬石川ダム貯水池は湖沼A類型に指定されている。近年は、下水道の整備や生活排水対策などの水質対策によって改善傾向にあり環境基準値を概ね満足し良好な水質となっている。

海岸の区域は、自然砂浜が広がり、背後には海岸防災林がある。周辺は津軽国定公園に指定されており、ベンセ湿原など多数の湖沼が点在し、貴重な植物種及び植物群落の貴重な生育立地となっている。

植生は、冷温帯にあたり、冷温帯に分布の中心を持つ植物が卓越する地域であるが、日本海側地域の特徴として、対馬暖流と冬季の積雪の影響で、沿岸域には暖温帯生の植物の北上が認められる地域でもある。一方で本州最北端にあたる本県は北海道に分布の中心を持つ寒地生の植物の生育も報告されている。また、冬季に強い季節風の影響を受けて多雪となる日本海型気候が、植物の分布や群落の成立に大きく影響を及ぼし、全体に太平洋側と異なる特性を示している。環境省及び青森県レッドリストに記載されている絶滅のおそれのある種としては、ノダイオウ、タコノアシ、ミズアオイ、ミクリ等が確認されている。

鳥獣の生息では、哺乳類で、森林に依存度の高いカモシカ、ツキノワグマ、ニホンザルなど局所的に分布している。環境省及び青森県レッドリストに記載されている絶滅のおそれのある種としては、ヤマネ、ムササビ、モモンガ、イイズナ等が確認されている。鳥類は森林や河畔林が発達している場所でオオタカ、クマタカ、チュウヒ等の猛禽類が見られる。水辺では、カワセミ、サギ類、カモ類が見られる。また、ハクチョウの飛来地も多数ある。下流域ではオオセッカやオオヨシキリ、オオジュリン等が岩木川の高水敷のヨシ原に生息している。

無類は、上流域にイワナやヤマメなど清冽な水を好む種が多く見られ、中流域にオイカワ、アブラハヤ、ウグイ、ドジョウ、アユなど、下流域の十三湖周辺に

コイ、ギンブナなどが見られる。環境省及び青森県レッドリストに記載されている絶滅のおそれのある種としては、上・中流域ではスナヤツメ、大和沢川の透明鱗アブラハヤ、下流域では、メダカ、イトヨ、トミヨ、イバラトミヨ、シロウオ等が確認されている。

## 保全地域の土地利用、地域文化の概要

岩木川流域の土地利用状況は、森林が約58%となっており、水田や畑地等の農地が約22%となっている。森林の内約2/3が国有林、約1/3が民有林となっている。森林面積率は、平川市で約73%、西目屋村で約93%、大鰐町で約78%と大きな割合を占めている。耕地面積率は、つがる市で約57%、藤崎町が約69%、田舎館村が約66%、板柳町が約73%、鶴田町が約64%と大きな割合を占めている。

流域の地場産業としてはりんご、米等の農産物や森林を活用した特産品など、地元の土地利用と深く関係のあるものとなっている。また、十三湖においてはシジミ漁が盛んで、地元の主要産業となっている。

岩木川沿川には、JR奥羽本線、JR五能線、津軽鉄道、弘南鉄道の他、東北縦貫道、国道7号、101号、339号等の基幹交通ネットワークに加え、津軽自動車道が整備されるなど、交通の要衝となっている。

岩木川流域の市町村には五所川原の「歴史民俗資料館」、つがる市の「縄文住居展示資料館」、田舎館村の「埋蔵文化センター」などの史跡に関わる歴史民族資料館や弘前市の「こどもの森」や「市民の森」、大鰐町の「あじゃらの森キャンプ場」、西目屋村の「アクアグリーンビレッジANMON」や「白神山地ビジターセンター」などの自然に親しむことのできる施設が多数あり、歴史文化や自然環境を知る教育・学習の場となっている。

岩木川には「茜の夕陽水辺の楽校」、「せせらぎ広場・城北桜づつみ公園」、「みずべの学習広場」「板柳桜づつみ公園」、「富野桜づつみ公園」、「水辺のわんぱく広場」、「鶴寿桜づつみ公園・運動場」、平川に「白鳥ふれあい広場」など多くの河川公園があり、憩いと安らぎの場として整備され多くの住民に利用されている。

森林においては、間伐体験や森と水の教室による森の観察会、植樹活動や清掃登山などが行われている。なお、白神山地の周辺地域において、様々な主体による自然再生活動が行われており、今後とも、白神山地の自然特性に応じた適切な活動を推進することにより、原生的な森林生態系の保護に大きく貢献することが期待される。また、白神山地周辺をフィールドに活動しているボランティア団体や学識経験者、有識者等による「白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会」が森林管理局により設置され、自然再生活動の支援手法、森林環境教育の手法、モニタリングの手法等について協議し、円滑な管理運営を図ることとし

ている。河川における活動としては、各種団体による河川清掃活動を定期的に実施している。また、環境教育として簡易水質調査や水生生物調査、自然体験として稚魚放流体験、川下り会などが行われている。

岩木川流域の歴史は、後期旧石器時代から縄文晩期の遺跡が各地で発見されており、古代から人々が生活していたことが伺える。弘前市周辺は津軽平野の南端に位置し、中央から遠い土地条件、積雪寒冷地で気象条件にも恵まれないことから、古くから農業を中心とした第一次産業を基盤として発達してきた、特に、藩政期に入ってからは城下町として栄えていったが、同時に津軽藩歴代藩主によって新田開発が強力に進められた他、明治以降はリンゴの産地として有名になった。岩木川流域の郷土芸能は、「弘前のねぷた」や「岩木山の登拝行事」が国重要無形民俗文化財として指定されており、各地域の獅子踊や「黒石ねぶた」や「大川原の火流し」など県無形民俗文化財の指定も数多くある。また、地域ごとの芸能やまつりも多く行われている。

# 保全の方針その他保全に関する基本的な事項

### (1) 保全の目標

森、川、海は、地域住民の生活と結びついて、様々な説話、風俗習慣等の地域文化を形成してきたが、保全地域は、特に流域の特色を有する貴重な財産であることから、流域に関わるすべての人がその価値を正しく認識し、それを大切にする気持ち、ふるさとの森と川と海との共生を積極的に図るという考えの下に連携して一体的な取り組みを行うことにより、ふるさとの森と川と海の保全に努める。また、森・川・海の保全及び創造においては、できる限り自然の状態を維持するという基本の下に、流域の特質に配慮し、適切に実施する。状態を維持するという基本の下に、流域の特質に配慮し、適切に実施する。

# このことにより、岩木川流域の森・川・海が、四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然に彩られ、様々な生物を育み、その中で地域住民が潤いと安らぎを得ながら暮らせる特色のある岩木川流域の姿を実現する。

### 保全施策

上記の目標達成に向けて、次の施策を実施する。

# ア パートナーシップによる連携体制の構築

保全施策の推進に当たっては、流域の視点から地域住民、事業者、民間団体、関係市町村、国及び県が協力して一体的に進めることが必要であることから、岩木川流域における連携体制の構築を図る。

## イ 定期的な観察・巡視・調査と適切な管理 保全地域を中心に岩木川流域の良好な環境を保全するために、

人との積極的な関わり合いの場の活用

川・海の観察・巡視・調査を行い、適切な管理を行う。

Ð

関係機関と連携し、環境学習の場等として活用を推進し、森・川・海の保全への理解を育む。さらに、地元と関係機関の連携による各区域での体験学習等の取り組みを推進し、森・川・海の一体的な保全への理解を深める。

## 特定行為に対する適切な対処

特定行為の届出については、内容を的確に把握し、適切な指導・勧告を通じて保全上の適切な方向への誘導を図る。

なお、特定行為の届出の適用除外となる森林法、河川法、県自然環境保全条例等の法令に基づく許認可等においては、各法に基づく保全上の審査を行い、ふるさとの森と川と海の保全を図る。

# あるべき姿に向けた適切な創造の推進

創造施策においては、岩木川流域の過去を考察し、多様な生物が生息・生育する森と川と海の環境を持続可能な状態で次の世代に引き継げるように取り組む。

# ふるさとの森と川と海の保全についての施策に関する事項

### 清流管理指針

第2

保全地域内の河川において、河川の状況を的確に把握するための指針、保全施策のための指標とする。

なお、本指針では下記の2つの方法で管理を行う

### ア 公共用水域水質測定

岩木川では各観測地点において、「生活環境の保全に関する環境基準」 める項目について水質測定を国・県が継続的に行う。

压定

### イ 日常的な清流管理

· ふるさと環境守人、河川愛護モニター、地域住民等により日常的な管理を行 ·

### (1) 清流管理の基本的事項

### ア 管理区間

管理区間は、保全地域指定で定めた河川のうち下表の地点とする

表 2 公共用水域測定地点及び日常的清流管理区間

岩木川:砂子瀬橋、田、 公共用水域水質測定 河口、十三湖1中央、一 谷川河口	×
<川:砂子瀬橋、田 鶴寿橋、乾橋、三 1、十三湖1中央、  河口	区分
7.尻橋、上岩木橋、安東橋、幡竜 .好橋、神田橋、津軽大橋、岩木川 十三湖2山田川河口、十三湖3鳥	管理地点及び区間

定期的な森

湯ノ沢川:湯ノ沢橋大秋川:国吉橋

平川:板沢橋、豊平橋、平川橋

津刈川:鍋倉、二の渡橋 大装前川・延命橋

大落前川:延命橋 虹貝川:新早瀬野橋、

虹貝川:新早瀬野橋、第二清川橋 土淵川:西田橋 浅瀬石川:四十巻橋、中島橋、千

浅瀬石川:四十巻橋、中島橋、千年橋、朝日橋、……、 ついば

温川沢:温川橋 十川:湊橋

旧十川:鳴戸橋 飯詰川:飯詰ダム

浅瀬石ダム貯水池:ダムサイト、一の渡橋

十川:夕顔堰橋付近

旧十川:十川橋付近平川:御幸橋付近 平川:御幸橋付近 土淵川:徒橋付近

日常的清流管理

注:管理地点及び区間は図2のとおり

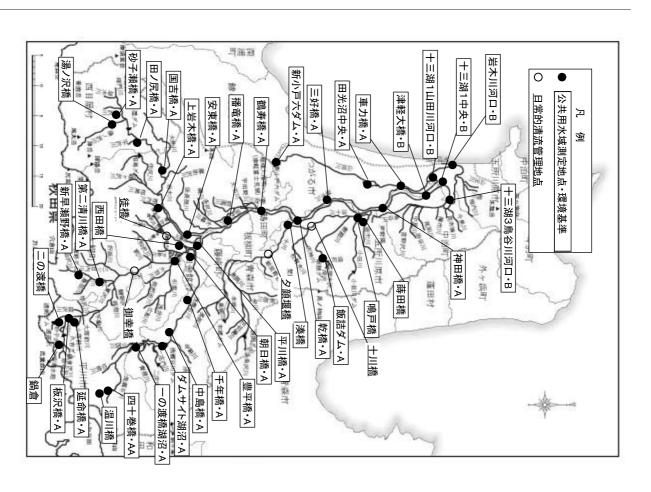


図2 管理区間位置と公共用水域水質測定地点

### 管理内容

していくこととする。 下の管理を国、青森県、流域市町村及び流域住民が一体となって維持管理 現在の良好な自然環境を将来にわたり維持し、保全していくためには以

P 施するとともに巡視等により管理を行う。 保全地域の管理については、継続的に水質やゴミ投棄等の現状把握を実

### 管理の内容

- 水質の把握
- ゴミの投棄や汚濁排水状況の把握
- 管理の方法 その他河岸の状況の把握

 $\mathcal{Z}$ 

議により役割分担を行う。 参加型・学校の総合的な学習の時間等を活用するほか、今後の地元協

### 清流管理のための指標 管理指標の設定

2

P 公共用水域水質測定

る環境基準」の 5 項目(pH・BOD・SS・DO・大腸菌群数)を指標とす 公共用水域において定められている水質基準「生活環境の保全に関す

### (イ) 日常的な清流管理

¥ 目視による渇水時の流量を指標とする。

۵:

Ħ:

流水の性状(透視度、臭気等)を指標とする。

管理すべき基準値と清流管理の目安 表 3 「水生生物による水質判定」に示された種を指標とする。

P 公共用水域水質測定

۲.

火生生物

魚類の生息状況(生息範囲、

行動、

浮上死など)を指標とする。

 $\Xi$ 表 4 に示す生活環境の保全に関する環境基準を満足すること。

日常的な清流管理

۵:

渇水時に瀬涸れ等が生じないこと。

### ≓i 透視度、

臭気等の異常がないこと。

浮上死等の異常が生じていないこと。 既存調査で確認された種の生息範囲(図3)や行動を目安とする。

表3 水生生物による水質判定

ĬŽ≅ŠŽ	( )
生スジニスリカ チョウバエ アメリカザリガニ サカマキガイ	大変きたない水
EMYTHYHE SEV KU	( )
ミズカマキリ タイコウチ ミズムシ イソコツブムシ	きたない水
AULT ANIK	
ゲンジボタル コオニヤンマ ヤマトシジミ イシマキガイ	<u> </u>
ユガタシマトピケラ オオシマトピケラ ヒラタドロムシ	少しきたない水
NETTY ZE ZED TOTE SKAN	( )
カワゲラ ヒラタカゲロウ ナガレトピケラ ヤマトピケラ	きれいな水
指標生物	水質判定

# <u>下線部は、現地調査において確認されている種</u>

### 贵4 公共用水域水質測定地点と環境基準

	I			
ダムサイト、一の渡橋	津軽大橋、岩木川河口、十三湖1中央、十三湖2山田川河口、十三湖3鳥谷川河口	砂子瀬橋、田ノ尻橋、上岩木橋、安東橋、幡竜橋、鶴寿橋、乾橋、三好橋、神田橋、国吉橋、板沢橋、豊平橋、平川橋、延命橋、新早瀬野橋、第二清川橋、中島橋、千年橋、朝日橋、飯詰ダム、新小戸六ダム、田光沼中央、車力橋	四十巻橋	水質測定地点
湖沼環境基準 A 類型 p H:6.5以上8.5以下 C O D:3 mg/ℓ以下 SS:5 mg/ℓ以下 D O:7.5mg/ℓ以上 大腸菌群数:1,000MPN/100mℓ以下	河川環境基準 B 類型 p H:6.5以上8.5以下 B O D:3 mg/ℓ以下 S S:25mg/ℓ以下 D O:5 mg/ℓ以上 大腸菌群数:5,000M P N/100mℓ以下	河川環境基準 A 類型 p H:6.5以上8.5以下 B O D:2 mg/ℓ以下 S S:25mg/ℓ以下 D O:7.5mg/ℓ以上 大腸菌群数:1,000MPN/100mℓ以下	河川環境基準 A A 類型 pH:6.5以上8.5以下 B O D: 1 mg/ℓ以下 S S:25mg/ℓ以下 C O:7.5mg/ℓ以上 大腸菌群数:50MPN/100mℓ以下	生活環境の保全に関する環境基準

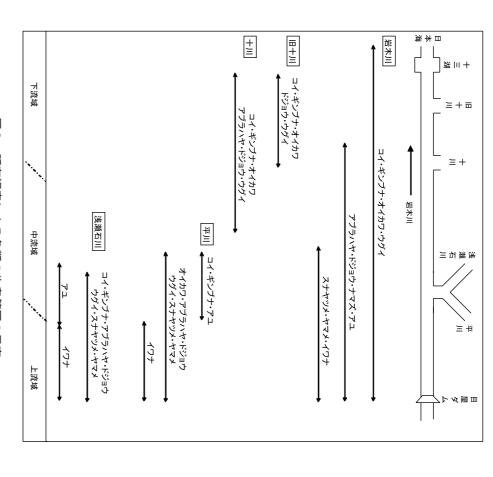


図3 既存調査による魚類の生息範囲の目安

注1:岩木川の上・中・下流域区分は、河川形態により以下のとおりとした。

上流域:平川合流点付近から上流域

中流域:平川合流点付近から十川合流点付近までの区域

下流域:十川合流点付近から河口までの区域

注2:図3の魚類は、現地調査時の確認種である。

# 森・川・海の主要な要素を保護するための事項

# ) 森林の区域 ア 森林は、地域における貴重な産業・観光・自然資源であることから、区域の大半を占める国有林野と連携を図りながら森林の公益的機能が持続的に発

揮されるよう努める。また、地域住民など県民参加の植樹や育樹を通じて

「森づくり」の活動を推進し、地域に開かれた適切な森林の保全・育成に努

イ 植樹・育樹の各種イベントなどの推進を通じ、森・川・海のつながりの重要性の普及啓発を図るとともに、森の保全・育成を担う森林ボランティアなどの人材や担い手の音はを図る。

& W °

- どの人材や担い手の育成を図る。 岩木川流域の優れた自然環境の保全を図るため、ふるさと環境守人、森林
- 保全巡視員、地域住民等の連携により巡視活動等を推進する。 地域住民並びに流域外の人々が共に自然と親しみ、憩いやすらぐ場、自然環境教育・学習の場としての活用を推進する。

### 巡川の区域

2

- ・ 岩木川流域ではスナヤツメ、メダカ、イトヨ、トミヨなどの希少種が生息し、周辺にはクマタカ、イヌワシ、オオセッカなど希少な鳥類が見られるなど多種多様な生物の生息・生育の場となっていることから、これらの生物の生息・生育環境の保全を図るため、ふるさと環境守人、河川愛護モニター、河川監視員、鳥獣保護区管理員、地域住民等との連携により巡視活動等を推進する。
- イ 岩木川は津軽地方の生活の基盤や歴史、文化、風土を形成し育んできたものであることから、自然とのふれあい、歴史、文化、環境学習ができる場など人と河川が豊かにふれあえるような場の確保に努める。
- ウ 岩木川は良好な水質を維持していることから、河川の利用状況や沿川地域の水利用状況などを考慮しながら、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、生活排水対策など地域住民との連携を図り、良好な水質を次代に引き継げるように努める。
- エ 河川環境に関する維持管理については、定期的に保全地域を中心としたパトロールを実施する。また、地域住民や市民団体等と幅広く情報共有し、住民参加による環境保全活動や河川清掃、河川愛護活動を推進し、良好な水環境の保全に努める。
- オ 地域住民等の理解と協力により、河川等で見られる魚類及び植物のよりよい生息・生育環境の維持・保全及び河川の美化・水質の向上・維持に努める。また、子どもたちの水質調査活動やNPO等の環境活動などにより、河川の自然環境の保全を推進する。

### 海岸の区域

行政と地域住民が連携して、海岸利用者のモラルやマナーの向上を図るとともに、適正な海岸利用のルールづくりや、地域住民やボランティアの参加・

協力の体制づくりなどを図り、美しく快適な海岸づくりを進める

- 用を図る 恵を受ける地域住民との協働による森林管理や森林教育の場などとしての活 保全・育成に努める。また、海岸防災林の役割について普及啓発し、その恩 び防風保安林としての公益的機能が持続的に発揮されるような適切な森林の 海岸防災林は、関係団体、地域住民等との連携により、飛砂防備保安林及
- いることから、地域住民による野鳥観察が行われ、良好な海岸の環境が保全 されるように努める。 岩木川河口付近及び国定公園の周辺地域は、野鳥の生息・飛来地となって
- 海岸の環境保全を図るため、河川及び海岸へのゴミ投棄防止に努める
- 全般的な保全施策
- パートナーシップによる取り組みの積極的な推進
- (ア) ふるさとの水辺サポーター制度による清掃活動などの活動を推進し、 全地域を中心に森・川・海での住民参加・協力による保全に取り組む。 籴
- (イ) 流域の小学校児童による環境学習と連携し、清流管理指針の水生生物・ 査を行う。また、水質調査活動のPR等により、生活排水対策等に対する 水質調査などを実施するとともに、地域住民等と連携しながら指標項目調 普及啓発を図る。
- 域住民等に対する保全計画への理解と保全意識の高揚を図る。 地域住民等と行政が協働してパンフレットの作成・配布等を行うなど地
- 民間団体等の自発的活動の促進
- (ア) 調査研究の推進を図るため、民間団体等に対する各種助成制度や関係情 報の提供等を行う。
- (イ) シンポジウム、学習会の開催等民間団体等の自発的活動の場を提供する ふるさと環境守人による支援
- の支援を行う。

ふるさと環境守人は地域住民等のボランティア活動、 観察、環境学習等へ

あるべき姿に向けた適切な創造

これを揺るぎない形で次の世代に引き継ぐ」との条例の理念を尊重する ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資する森・川・海づくりに当たって 「県民の豊かで潤いのある生活の礎となるふるさとの森と川と海を守り、

域に近びくように次のとおり取り組む。 域の過去を考察しながら、できる限り自然の状態を維持し、かつての岩木川流 森林、河川及び海岸の一体的整備その他必要な施策を行う際には、岩木川流

もともとの姿を参考とした森・川・海づくり

力・状態を参考にし、人も含めた生態系の活動バランスに配慮した森づくり 重な場であることから、創造する際にはもともとの森や川や海の自然の持続 や川づくこ、海づくこを推進する。 ふるさとの森と川と海は、人と自然が調和の取れた状態で共存している

- 自然の作用を最大限に活用した森・川・海づくり
- T 森・川・海自身がつくる作用を最大限に活用し、多様な形状の保全・復
- 貴重な自然環境の保全に配慮した施設整備に努める。 海岸については、岩礁や砂浜の持つ自然の消波機能を活用するとともに、
- 河川の水や土砂の流れの確保に努める。

Ū

注目すべき生物の保存を確保する森・川・海づくり

めた生態系を保全する視点に立った事業実施に努める 希少種や絶滅のおそれのある生物や地域の良好な環境を代表する生物を含

地域住民との対話による森・川・海づくり

取り組む。 等の知見・情報を活用するとともに、地域住民等との連携や役割分担により 岩木川流域の特性に応じた森・川・海びくりを行うに当たって、地域住民

に十分な調整を図る。 関係行政機関の連携強化による森・川・海づくり 関係行政機関との連携を密にし、個々の事業者が関連する整備を行う場合

持続可能な森づくこ

進するとともに、広葉樹の植栽や複層林への誘導など多様な森林の造成を図 な機能を持続的に発揮する森林づくりに取り組む。 る。また、天然林においても択伐施業などによる適切な施業を行い、公益的 中・下流域に存する育成途上の森林については、間伐など適正な保育を推

上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保した川づくり

- (ア) 上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保するとともに、 ネットワークを断ち切らないように努める。 周辺の
- (イ) 河畔林を保全するとともに、連続性の確保に努め、 廊となるように配慮する。 森と川と海を結ぶ回
- 造を見直し、森と川と海のつながりの確保を図る。 魚類等の遡上・降下に影響のある河川横断工作物の改築に当たっては構
- 連続した環境条件を確保した海づくり
- (ア) 海岸と海域、陸域、河川などとの空間的な連続性、 続性、生息・生育の場や生物の多様性及び変動性に留意する 環境変化の時間的連
- (イ) 繁殖場、生育場、生息場等になっている多様な場を確保するとともに、 その場を構成する環境要素や場のつながりを適正に維持する
- 間伐材を利用した川づくり

給情報を交換し、地域で供給される間伐材を有効利用し「森を育む川づくり」 森林担当部局、河川・砂防事業担当部局は、お互いに連携して間伐材の需

川づくりにおける事業実施後の継続的なモニタリングの実施 事業実施後の状況を継続的に調査し、その効果を検証する。

Ц

Ð

- 4  $\mathcal{E}$ 森・川・海の自然とのふれあいの場の確保
- い・やすらぎの場、交流の場を創出する。 のすばらしさや大切さを感じることができる自然体験の場、遊びの場、憩 子どもたちをはじめ地域住民が森・川・海とのふれあいを通じて、自然
- $\Xi$ うな整備を推進する。 誰もが安全に川辺や海辺に近づき、身近に自然にふれることができるよ
- 施設整備を行うに当たっては、地域にふさわしいものにする。
- 森・川・海の維持・管理に関する事項 現地での維持管理内容
- ふるさと環境守人による巡視

A

ŝ

機合

ふるさと環境守人は、巡視の日時、区域、経路及び方法を設定し、巡視す

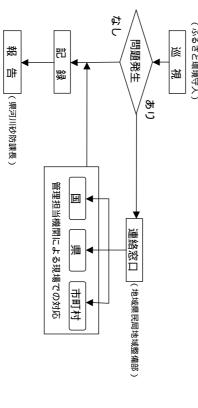
を行い、管理担当機関が現場で対応する。 県(河川砂防課長)に報告する。 問題発生時の対応 問題発生時は、連絡窓口から森・川・海の管理担当関係機関に対して連絡

態といった問題発生を発見・通報するとともに、保全地域の状況を記録し、

ふるさと環境守人は、無届特定行為や森・川・海の保全に支障を及ぼす事

現地管理体制と役割分担 (ふるさと環境守人)

2



管理上必要な保全施設の整備に関する事項 保全地域標示看板の設置

4

و ا ا 行為の内容を表示することとし、必要に応じて生息する生物等の写真等を表示 標示看板には、保全地域の名称、保全地域の範囲、保全地域の特質及び特定

 $\omega$ 

県号

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)